建設工事に係る業務委託契約に係る最低制限価格の算定基準

制定　平成２２年　３月１８日告示第１３４号
改正　平成２２年１０月　８日契約検査室次長決裁
平成２３年　６月１７日公告第４８４号
平成２４年　４月　１日公告第３０４号
平成２６年１０月３１日公告第７６６号
平成２８年　３月１４日公告第１９７号
平成２８年　５月１８日公告第３１７号
平成２８年　６月　３日公告第３４３号
平成２９年　３月３１日公告第２５５号
平成３０年　３月３０日公告第２６１号
平成３１年　４月　１日公告第２８３号
令和３年　２月２６日公告第１８６号

（趣旨）

第１条　この基準は、競争入札により測量設計、地質調査、補償コンサルタント、建設コンサルタント及びその他コンサルタント業務（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用されるものを除く。）の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第２項の規定により最低制限価格を設定する場合の基準を定めるものとする。

第２条　最低制限価格は、次項の規定により算出した最低制限基準額を基礎として、当該額を下回らないように市長が定めるものとする。

２　最低制限基準額は、別表の業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表①から④までの各欄に掲げる額（千円に満たない額を切り捨てた額とする。ただし、割合を乗じて得た額とする場合にあっては、割合を乗じる前の千円に満たない額を切り捨てた額に割合を乗じて得た額とする。）の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。ただし、その得た額が、予定価格に１０分の８．５を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に１０分の８．５を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の６を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に１０分の６を乗じて得た額とする。

３　その業種が別表の業種区分のいずれにも該当しないコンサルタント業務の最低制限基準額については、予定価格に４分の３を乗じて得た額とする。ただし、その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附　則

この基準は、平成２２年４月１日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附　則

この基準は、平成２２年１０月８日から施行する。

附　則

この基準は、平成２３年７月１日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附　則

この基準は、平成２４年４月１日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附　則

この基準は、平成２６年１０月３１日から施行し、この基準による改正後の建設工事に係る業務委託契約に係る最低制限価格の算定基準第２条第２項及び第３項の規定は、一般競争入札

にあっては平成２６年１２月１日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附　則

この基準は、公告日から施行し、平成２８年４月１日以降に開札を行うものについて適用する。

附　則

この基準は、平成２８年６月１日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附　則

この基準は、平成２８年６月２日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附　則

この基準は、平成２９年４月１日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附　則

この基準は、平成３０年４月１日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附　則

この基準は、平成３１年４月１日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附　則

この基準は、令和３年３月２４日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

別表（第２条関係）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に１０分の４．８を乗じて得た額	－
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に１０分の９を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に１０分の８を乗じて得た額	諸経費の額に１０分の４．８を乗じて得た額
土木設計業務	直接原価の額	諸経費の額に１０分の４．８を乗じて得た額	その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額	一般管理費等の額に１０分の４．８を乗じて得た額
地質調査業務及び土木設計業務を合わせて行う業務	直接原価等の額	その他原価等の額に１０分の９を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に１０分の８を乗じて得た額	諸経費等の額に１０分の４．８を乗じて得た額
建築設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に１０分の６を乗じて得た額	諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額
設備設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に１０分の６を乗じて得た額	諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額	一般管理費等の額に１０分の４．５を乗じて得た額

備考

１　直接原価　直接測量費、測量調査費、直接人件費及び直接経費の和とする。

２　直接原価等　直接測量費、測量調査費、直接人件費、直接経費及び直接調査費の和とする。

３　その他原価等　その他原価及び間接調査費の和とする。

４　諸経費等　諸経費及び一般管理費等の和とする。